（差押命令の取消しの予告）

第百三十七条の三　執行裁判所が法第百五十五条第六項の規定により差押命令を取り消すに当たつては、裁判所書記官は、あらかじめ、差押債権者に対し、同条第四項又は第五項の規定による届出をしないときは差押命令が取り消されることとなる旨を通知するものとする。

第百四十一条第三項中「第百六十一条第五項」を「第百六十一条第六項」に改める。

第百四十四条中「確定した」を「効力を生じた」に改める。

第百四十五条中「とあり、及び同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」を「とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、同条第二項中「代金が納付された日から、同項後段」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた日（差し押さえられた債権が法第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に法第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、配当等を実施すべきこととなつた日又は債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過した日のいずれか遅い日）から、前項後段」に改める。

第百四十九条中「確定した」を「効力を生じた」に改める。

第百四十九条の六第二項中「なつた日」の下に「（差し押さえられた債権が法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、弁済金及び剰余金を交付すべきこととなつた日又は債務者に対して差押処分が送達された日から四週間を経過した日のいずれか遅い日）」を加える。

第百五十条中「第百三十三条第一項」の下に「、第百三十三条の二第二項」を加え、「及び第百三十六条」を「、第百三十六条及び第百三十七条の三」に、「第百三十五条第一項第一号」を「第百三十三条の二中「法第百四十五条第四項」とあるのは「法第百六十七条の五第二項において準用する法第百四十五条第四項」と、同条第二項中「法第百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「法第百六十七条の八第一項又は第二項」と、第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百四十七条第一項」と、同条第一項第一号」に改め、「したとき」と」の下に「、第百三十七条中「法第百五十五条第四項」とあるのは「法第百六十七条の二第一項中「法第百五十五条第五項」とあるのは「法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百五十五条第五項」と、第百三十七条の三中「執行裁判所が法第百五十五条第六項」とあるのは「法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百五十五条第六項」と、「同条第四項又は第五項」とあるのは「法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百五十五条第四項又は第五項」と、第百三十八条第一項中「法第百五十六条第三項」とあるのは「法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百五十六条第三項」と」を加える。

第百五十条の二中「もの（以下）」の下に「この款及び第百八十条の二において」を加える。

第百五十条の三第一項中「以下」の下に「この款において」を加え、同条第六項第三号中「銘柄をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

8　法第百四十五条第七項及び第八項の規定は、振替社債等執行について準用する。

第百五十条の五第四項中「（第一項」の下に「及び第二項」を、「第百五十七条並びに第百三十七条」の下に「から第百三十七条の三まで」を加え、「第百五十五条第三項」に改め、「第三号」の下に「並びに第百三十七条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項」を、「発行者」と」の下に「、法第百五十五条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の五第一項」と、同条第五項中「金銭債権」とあるのは「振替債等（同項に規定する振替債等をいう。以下同じ。）又は同項第一号に掲げる振替新株予約権付社債」と、同条第六項中「金銭債権」とあるのは「振替債等又は同項第一号に掲げる振替新株予約権付社債」と、同条第七項中「金銭債権」とあるのは「振替債等又は民事執行規則第百五十条の五第一項第一号に掲げる振替新株予約権付社債」と」を加え、「「法第百五十五条第三項」を「「法第百五十五条第四項」に、「準用する法第百五十五条第三項」を「準用する法第百五十五条第四項」と、第百三十七条の二第一項中「法第百五十五条第五項」とあるのは「第百五十条の五第四項において準用する法第百五十五条第五項」と、第百三十七条の三中「法第百五十五条第六項」とあるのは「第百五十条の五第四項において準用する法第百五十五条第六項」と、「同条第四項又は第五項」とあるのは「第百五十条の五第四項において準用する法第百五十五条第四項又は第五項」に改める。

第百五十条の七第四項中「確定した」を「効力を生じた」に改め、同条第六項中「第百五十九条第六項」を「第百五十九条第七項」に改める。

第百五十条の八中「第二十七条、第百三十三条」の下に「、第百三十四条」を加える。

第百五十条の十第六項第一号中「第百五十五条第二項」を「第百五十五条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

11　法第百四十五条第七項及び第八項の規定は差押命令について、同条第四項及び第百三十三条の二の規定は差押命令を送達する場合について準用する。この場合において、法第百四十五条第四項中「第百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項において準用する第百五十三条第一項又は第二項」と、第百三十三条の二中「法第百四十五条第四項」とあるのは「第百五十条の十第十一項において準用する法第百四十五条第四項」と、同条第二項中「法第百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第百五十条の十一第三項中「第百五十五条第三項」を「第百五十五条第四項」に改める。

第百五十条の十四第五項中「確定した」を「効力を生じた」に改め、同条第七項中「第百五十九条第六項」を「第百五十九条第七項」に改める。

第百五十条の十五第一項中「第百五十五条まで」の下に「（同条第二項を除く。）」を、「第百六十条まで」の下に「（法第百五十九条第六項を除く。）」を加え、「から第百三十七条」を「、第百三十四条から第百三十七条の三」に、「確定した」を「効力を生じた」に、「第百五十五条第三項」とあるのは「第百五十五条第四項」とあるのは」に、「第百五十五条第三項」と、」を「第百五十五条第四項」と、第百三十七条の二第一項中「法第百五十五条第五項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第五項」と、第百三十七条の三中「法第百五十五条第六項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第六項」と、「同条第四項又は第五項」と、」に改め、同条第二項中「第百五十三条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第百五十条の十六第一項及び第三項中「指名債権」を「債権」に改める。

第百五十六条中「から第百三十五条まで」を「、第百三十四条及び第百三十五条」に改める。

第百五十八条から第百六十九条までを削り、第百五十七条中「第百七十四条第二項」を「第百七十七条第二項」に改め、第二章第三節中同条を第百六十五条とし、同条の次に次のように加える。

第百六十六条から第百六十九条まで　削除